

## 令和6年度 宮城県障害者相談支援従事者現任研修開催要項

### 1 主催者

宮城県，一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

### 2 受講対象者（定員90人）

次の（1）（2）どちらにも該当し、かつ（3）もしくは（4）の項目に該当する者

- （1） 宮城県内にある指定特定相談支援事業所，指定一般相談支援事業所，指定障害児相談支援事業所，委託相談支援事業所又は基幹相談支援センター（以下「相談支援事業所等」という。）において，現に相談支援専門員として従事している，又は，1年以内に従事する予定がある者。
- （2） 研修で使用できる，障害児者支援の事例がある者。  
詳細については，以下 URL より昨年度の研修資料を必ず御確認の上，受講申込み願います。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>)
- （3） 令和6年度末に相談支援専門員の資格が失効する者。  
①平成21，26年度の相談支援従事者初任者研修修了者で平成31年度（令和元年度）までに相談支援従事者現任研修または相談支援従事者主任研修を修了した者。  
②平成31年度（令和元年度）の相談支援従事者初任者研修修了者で令和5年度までに相談支援従事者現任研修を修了していない者。（下記、【参考：受講時期の確認表】を参照）
- （4） 令和7年度末に相談支援専門員の資格が失効する者。  
①平成22，27年度の相談支援従事者初任者研修修了者で令和2年度までに相談支援従事者現任研修または相談支援従事者主任研修を修了した者。  
②令和2年度の相談支援従事者初任者研修修了者で令和6年度までに相談支援従事者現任研修を修了していない者。（下記、【参考：受講時期の確認表】を参照）

※ 国が定める研修カリキュラムが令和2年度に改正され，相談支援専門員としての実務経験があることを前提とした内容に変更されました。そのため，相談支援専門員の資格取得後であっても実務経験がない方につきましては，相談支援従事者初任者研修から受講いただくことを推奨します。

※ 指定特定相談支援事業所，指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには，相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者補完研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。また，その期間に相談支援従事者現任研修を修了しなかった場合は，再度相談支援従事者初任者研修を修了する必要があります。ご自身の受講対象年度を確認する場合は，以下をご参考ください。

#### 【参考：受講時期の確認表】

研修	初任	現任（1回目）					現任（2回目）or 主任				
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
	H31	R2	R3	R4	R5	R6	—	—	—	—	—

この期間に1度受講。必ずしも、きっかり5年おきに受講する必要はなし。

日程	研修形態	会場
10月25日(金)から 11月7日(木)まで	講義	e-ラーニングによる受講
11月8日(金)から 11月29日(金)まで	地域実習①	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
11月30日(土)	演習1日目	宮城県仙台合同庁舎1001会議室 (〒981-0914 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17)
12月1日(日)から 1月10日(金)まで	地域実習②	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
1月11日(土)	演習2日目	宮城県仙台合同庁舎1001会議室
1月12日(日)	演習3日目	宮城県仙台合同庁舎1001会議室

### 3 日程(全4日間)及び会場

- ・ 詳細については、別紙「研修カリキュラム」を御覧ください。
- ・ 受講料の振り込みを確認しましたらテキストやe-ラーニング、地域実習①のガイダンスをお送りします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修1日目は、e-ラーニング(オンラインで配信する動画の視聴)による受講とします。個人又は事業所が所有するコンピューター、スマートフォン、タブレット等、動画を視聴できる機器をご用意ください。
- ・ e-ラーニング動画は全部で6時間程度となります。動画視聴による講義受講も修了要件の一つとなりますので、視聴時間を確保できる環境をご用意ください。
- ・ 受講方法の詳細は、受講可否通知と併せてお知らせします。

### 4 受講料

- ・ 19,000円(税込。テキスト代を含む。)
- ・ 振込先については、受講可否通知と併せてお知らせします。
- ・ 振込後、自己都合により受講を辞退した場合や受講決定が取り消された場合等、いかなる理由があっても返金は致しかねます。
- ・ 受講料以外の払込手数料や参加旅費等は受講者負担となります。

### 5 受講申込

(1) 申込方法 **簡易書留**による郵送に限ります。

〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目11-8-2  
 一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 宛て  
 ※ 申込封筒に「現任研修申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 申込期限 **令和6年8月30日(金)必着**

(3) 申込書類 次の書類を**申込者1人につき1部ずつ**御提出ください。例年、書類の不備が多数あります。**不備があった場合には受講申込を受理しない場合がありますので、この募集要項を熟読の上、**

お申込みください。

書類名	備考
送付状	□にレ点を入れて、書類の不足がないか十分に御確認ください。
申請様式1 受講申込書	相談支援専門員として従事する予定の法人の代表者又は事業所の所属長から推薦を受けてください。 <b>必ず申込者本人が作成してください。</b>
申請様式2 実務経験記載票	様式3と一致するようにご記載ください。
申請様式3 実務経験証明書	申請様式2に記載した全ての事業所から証明を受けて、1か所につき1部ずつ添付してください。
【該当者のみ】 資格を証する書類の写し	申請様式2で、「第2号」又は「第5号」の実務経験がある場合のみ
相談支援従事者初任者研修修了 証書の写し	これまで受講した相談支援従事者初任者研修の修了証書 ※紛失した場合の対応は、 <b>8その他</b> をご参照ください。
【該当者のみ】 相談支援従事者現任研修修了証 書の写し	これまで受講した現任研修全ての修了証書 ※紛失した場合の対応は、 <b>8その他</b> をご参照ください。
【該当者のみ】 姓変更を証明する書類	受講申込書と資格を証する書類の写し・相談支援従事者初任者研修修了証書の写し・相談支援従事者現任研修修了証書で姓変更が生じている場合添付してください。
返信用封筒（ <b>角形2号封筒</b> 、 120円切手貼付）	・受講可否通知の郵送に使用します。 ・A4用紙が折らずに入るものに返信先の宛名、住所を記載してください。 <b>※必ず受講申込者の氏名を記載ください。</b>

- ・申込の際は、複数人数分の書類を同封して郵送（簡易書留）して頂いて構いませんが、返信用封筒は人数分ご準備ください。例年、長形3号等の指定外サイズをご準備される方がおります。ご留意ください。
- ・期限までに必要な申込書類が揃わない場合や不備の訂正指示に従わない場合は受講申込を受理しません。
- ・御提出いただいた申込書類は返却しかねます。

#### (4) 受講申込みを辞退する場合

宮城県のHPより辞退届の様式をダウンロードし速やかに一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会宛てに**簡易書留**により御提出ください。

#### (5) 問合せ先

問合せ内容	問合せ先	電話番号
受講申込・辞退に関すること <b>※受講に関するQ&amp;Aをご参照の上お問い合わせください。</b>	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 (原則 9:30から17:30まで)	<b>原則、メールでのお問い合わせ をお願いいたします。</b> office@msk35.org 080-2833-5973
受講可否の結果に関すること 相談支援従事者初任者研修および現任研修終了証書の紛失に関すること	宮城県保健福祉部障害福祉課 企画推進班	(022) 211-2541

**6 受講可否通知**

- ・ 令和6年9月中旬以降、返信用封筒により結果をお知らせする予定です。
- ・ 定員を超過するお申し込みがあった場合は次の順位により受講者を選考します。
  - ①現在、相談支援に従事している者であって、令和6年度末で資格を失効する者。
  - ②現在、相談支援に従事している者であって、令和7年度末で資格を失効する者。
  - ③令和7年度末で資格を失効する者であって、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。
  - ④令和7年度末で資格を失効する者。
  - ⑤令和8年度末で資格を失効する者であって、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。
  - ⑥令和8年度末で資格を失効する者。
- ・ 受講可否決定に関するお問い合わせは、決定通知の発行日より10日以内とさせていただきます。それ以降にお問合せを頂いても、可否決定を再検討・変更することはできませんので、予めご了承ください。

**7 修了要件**

- ・ 4日間の全ての科目を受講した者には、宮城県から修了証書を授与します。
- ・ 次の場合は、受講決定を取り消し、修了を認めません。
  - (1) 受講決定後にお知らせする課題を期限までに提出できない場合
  - (2) 自己都合により遅刻、早退又は途中退席した場合
  - (3) 著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話等の使用、進行の妨害、退席が頻繁にある、講師の指示に従わない等）に指導を行い、改善されなかった場合
  - (4) 申込内容に虚偽のあることが判明した場合（過去の修了を取り消す場合があります。）

**8 その他**

- ・ 修了証書を紛失した場合等には、修了証書に替わる「修了証明書」を県から発行しています。宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>) から「修了証明書発行願」をダウンロードして作成し、宮城県保健福祉部障害福祉課宛てに御提出ください。
- ・ やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は、宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>) でお知らせします。
- ・ 演習期間中は必要に応じてマスク着用を求めることがあります。予めご了承ください。
- ・ 研修会場に駐車場はありません。
- ・ 宿泊場所や研修中の昼食は、各自で手配してください。なお、演習2日目と3日目の研修会場は水以外の飲食はできませんので予めご了承下さい。
- ・ 研修の録画及び録音は御遠慮ください。
- ・ 受講者の個人情報、本研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供したりすることはありません。